

## 浜松市都市整備部公共基準点管理保全要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定のもののほか、浜松市都市整備部が管理する測量基準点(以下「公共基準点」という。)の管理保全に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、別表に示す都市整備部が行う事業に伴い設置し管理する1級基準点、2級基準点、及び3級基準点(相当精度の基準点を含む。)であって、かつ永久標識を設置したものをいう。

### (管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、前条の別表に示すもの(以下「管理課」という。)とする。

### (公共基準点の使用)

第4条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」(様式第1号)により市長へ申請し、「公共基準点使用承認書」(様式第2号)の使用承認を受けるものとする。また、使用後には「公共基準点使用報告書」(様式第3号)により使用結果を報告するものとする。

2 公共基準点を使用する者は、「公共基準点使用承認書」を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は速やかにこれを提示しなければならない。

### (工事施工の届出)

第5条 道路の工事等を施工する者(以下「工事施工者」という。)が公共基準点の付近で、その効用に支障をきたす恐れのある工事等を施工する場合は、予め「公共基準点付近での工事施工届出書」(様式第4号)を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去及び移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、「公共基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたす恐れのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点が入る掘削工事等
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が、5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと判断するもの

- 3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 位置図、断面図、平面図、(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
  - (2) 引照点図、又は市長の指示する測量資料
  - (3) 写真(公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの)
- 4 公共基準点付近での工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点付近での竣工報告書」(様式第5号)を市長に提出し確認若しくは検査を受けなければならない。
- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 竣工写真(公共基準点、公共基準点の周辺を確認できるもの)
  - (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前・竣工後が対比できる引照点図、又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量の成果)

(一時撤去、移転及び復旧)

第6条 工事施工者が、公共基準点を一時撤去、移転又は公共基準点付近での工事によりその効用に支障がきたしたため復旧する場合は、予め「公共基準点(一時撤去・移転・復旧)承認申請書」(様式第6号)により市長に申請し、その承認を「公共基準点(一時撤去・移転・復旧)承認書」(様式第7号)で受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 位置図、平面図、(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
  - (2) 写真(公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの)
  - (3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)

(機能の回復)

第7条 工事施工者が公共基準点付近での工事又は公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項において同一構造による設置が不可能な場合は、管理課と協議のうえ内容を変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者(以下「事故原因者」という。)が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は前2項を適用する。
- 4 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続きは、測量法第36条同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき、管理課で行なう。

(設置工事)

第8条 前条の規定に基づく公共基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として工事施工者又は事故原因者(以下「工事施工者等」という。)が行

うものとし、その設置位置及び設置施工方法について、設置工事前に管理課と協議しなければならない。

- 2 測量標は、原則として、一時撤去時の既設のものを使用するものとする。ただし移転するとき又は、使用不可能な場合はこの限りでない。
- 3 工事施工者等は、設置工事の測量資料の作成及び、品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真の撮影をしなければならない。
- 4 工事施工者等は、設置工事が完了したときには、速やかに「公共基準点設置工事完了報告書」(様式第8号)を前項の写真等とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者等は、前項の規程による検査に合格しないときは、直ちに補修し再検査を受けなければならない。
- 6 設置工事は、「浜松市公共測量作業規程」により行う。

(点検報告書類)

第9条 市長は、測量士による点検報告書類(様式第9号又は第10号)を提出させることにより、第5条第4項の「確認若しくは検査」及び前条第4項の「検査」に代えることができる。

(費用の負担)

第10条 公共基準点の設置工事に要する費用(既設の公共基準点のとりこわし費用を含む。)及び公共基準点の測量作業に要する費用は、工事施工者等の負担とする。

(その他)

第11条 この要綱により難い事項は、管理課と協議をするものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月24日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名称	管理課
・高丘葵土地区画整理事業	市街地整備課
・都田土地区画整理事業	市街地整備課

(様式第1号)

公共基準点使用承認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
申請者 名 称  
担当者

浜松市都市整備部公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで( 日間)	
測 量 場 所	浜松市 町 番 地先 丁目 番 号地先	
使用する公共基準点	計 点	
測 量 方 法		
測 量 計 画 機 関	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	所 在 地	T E L
測 量 作 業 機 関	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	所 在 地	T E L
備 考		

(様式第2号)

公共基準点使用承認書

浜都 第 号

令和 年 月 日

様

浜松市長

印

令和 年 月 日付け申請のあった公共基準点の使用について、下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで( 日間)	
測量場所	浜松市 町 番 地先 丁目 番 号地先	
使用する公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 作業 機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
承認条件 1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用後は、公共基準点使用報告書を提出すること		
担当連絡先	浜松市都市整備部 課 担当 TEL ( )	

## 別 紙

### 公 共 基 準 点 使 用 条 件

- 1 公共基準点使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入は、土、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に公共基準点使用承認書を常時携帯すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 公共基準点及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、公共基準点及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに管理課に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書として次の書類を添付し、管理課へ提出すること。
  - (1) 基準点現況報告書
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表、網図の写しなど

(様式第3号)

公共基準点使用報告書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
報告者 名 称  
担当者

令和 年 月 日付け(浜都 第 号)承認のあった公共基準点について、その使用結果を、浜松市都市整備部公共基準点管理保全要綱第4条第1項に基づき下記のとおり報告します。

使用目的		
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで( 日間)	
測量地域	浜松市 町 番 地先 丁目 番 号地先	
使用した 公共基準点	計 点	
測量 作業 機関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	T E L
使用結果 (精度)	No , ~ No , 相対精度 1 : No , ~ No , 相対精度 1 : No , ~ No , 相対精度 1 : No , ~ No , 相対精度 1 :	
特記事項	故障点、異常点の状況を記載	



(様式第4号)

公共基準点付近での工事施工届出書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
届出者 名 称  
担当者

浜松市都市整備部公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出します。

工 事 件 名		
工 事 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで( 日間)	
工 事 場 所	浜松市 町 番 地先 丁目 番 号地先	
工 事 概 要		
公共基準点番号		
工 事 請 負 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	T E L
添 付 図 面	位置図、断面図、平面図、引照点図、写真	
備 考		

(様式第5号)

公共基準点付近での工事竣工報告書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
報告者 名 称  
担当者

令和 年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事が竣工しましたので、浜松市都市整備部公共基準点管理保全要綱第5条第4項に基づき下記のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで( 日間)	
工 事 場 所	浜松市 町 番 地先 丁目 番 号地先	
公共基準点番号		
公 共 基 準 点 の 状 況	( 1 ) 測量標のき損状態 :	
	( 2 ) 構造物のき損状態 :	
	( 3 ) その他 :	
工 事 請 負 者	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	所 在 地	T E L
添 付 図 面	竣工写真、測量資料	
備 考		

(様式第6号)

公共基準点(一時撤去・移転・復旧)承認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
申請者 名 称  
担当者

浜松市都市整備部市街地整備課公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定に基づき、公共基準点の(一時撤去・移転・復旧)について、下記のとおり申請します。

一時撤去・移転・ 復旧理由			
工 事 件 名			
工 事 場 所	浜松市	町 丁目	番 番 地先 号地先
一時撤去・移転・復旧 する公共基準点			
移転する場合の 移 転 候 補 地	浜松市	町 丁目	番 番 地先 地先
工 事 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
一時撤去・移転期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
工 事 請 負 者	名 称		
	担当者		
	所在地	T E L	
添付図面	位置図、平面図、写真、再設置位置図		
備 考	現況等を記載		

(様式第7号)

公共基準点(一時撤去・移転・復旧)承認書

浜都 第 号  
令和 年 月 日

様

浜松市長

印

令和 年 月 日付け申請のあった公共基準点の(一時撤去・移転・復旧)について、  
下記のとおり承認します。

承認事項	
移 転 先	浜松市 町 番 地先 丁目 番 号地先
一時撤去・移転・復旧す る公 共 基 準 点	
完 了 期 限	令和 年 月 日とする。
承認条件  1 設置位置及び設置施工方法について、設置工事前に管理課と協議すること。 2 設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事完了報告書(様式第8号)を提出し、 市の検査を受けること。 3 検査に合格したときは、速やかに浜松市へ公共基準点を引き渡すこととする。 4 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに管理課へ連絡すること。	
担当連絡先	浜松市都市整備部 課 担 当 TEL ( )

(様式第8号)

公共基準点設置工事完了報告書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
報告者 名 称  
担当者

令和 年 月 日付け(浜都 第 号)承認のあった公共基準点の(一時撤去・移転・復旧)について、公共基準点設置工事が完了しましたので、浜松市都市整備部公共基準点管理保全要綱第8条第4項に基づき下記のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		浜松市 町 番 地先 丁目 番 号地先
設置工事竣工日		
設置公共基準点番号		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	T E L
添付図面		竣工写真、測量資料
備 考		現況等を記載

(様式第9号)

公共基準点検測量報告書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所  
報告者 名 称  
担当者

浜松市都市整備部公共基準点管理保全要綱第9条第1項の規定に基づき、公共基準点の点検測量の結果を下記のとおり報告します。

工 事 件 名						
工 事 場 所		浜松市		町	番	地先
				丁目	番	号地先
工 事 請 負 者	名 称					
	担 当 者					
	所 在 地	T E L				
点 検 測 量 者	名 称					
	担 当 者		資格	測量士 登録番号		
	所 在 地	T E L				
点検結果		成果値	X :	Y :	H :	
		点検値	X :	Y :	H :	
		水平位置		標 高		
		較 差	許容範囲	較 差	許容範囲	
		コメント記載 (水平位置、標高ともに許容範囲内である)				
添付書類		観測手簿、計算簿				
備 考						

(様式第10号)

公共基準点検測量報告書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所  
報告者 名称  
担当者

令和 年 月 日付け(浜都 第 号)承認のあった公共基準点の(一時撤去・移転・復旧)について、浜松市都市整備部公共基準点管理保全要綱第9条第1項の規定に基づき、公共基準点の点検測量の結果を下記のとおり報告します。

工 事 件 名					
工 事 場 所		浜松市		町 番 地先	
設置工事竣工日					
設置公共基準点番号					
工 事 請 負	名 称				
	担 当 者				
	所 在 地				
点 検 測 量	名 称				
	担 当 者		資格	測量士 登録番号	
	所 在 地				
点 検 結 果	成果値	X :	Y :	H :	
	点検値	X :	Y :	H :	
	水平位置		標 高		
	較 差	許容範囲	較 差	許容範囲	
	コメント記載(水平位置、標高ともに許容範囲内である)				
添付書類	観測手簿、計算簿、成果表、点の記、精度管理表				
備 考					